

## 北近畿コラボスペース会則

(名称)

第1条 本組織は北近畿コラボスペースと称する。

(目的)

第2条 北近畿地域の産学公の各分野が抱える課題に対して、様々な立場や背景を持つ多様なステークホルダーが情報を発信、共有し、様々な情報やアイデアを蓄積、可視化することにより、新たな価値の創出や、地域課題の解決をめざすことを目的として北近畿コラボスペース（以下、「コラボスペース」という。）を設置する。

(事業)

第3条 コラボスペースは前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 会員のニーズと大学研究とのマッチングの促進につながる取組
- (2) 産学公連携に関する情報の発信
- (3) 新たな産学公の連携の促進につながる取組
- (4) その他、コラボスペースの目的を達成するために必要な取組

(会員)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当し、コラボスペースの目的に賛同して入会した個人とする。

- (1) 第10条に定める連携団体に所属する個人
- (2) 他の会員から推薦を受けた個人

(役員)

第5条 コラボスペースに次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事若干名

2 会長は、代表機関における代表者である福知山公立大学学長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会員のうちから会長が指名する。

4 会長は、コラボスペースを代表し、その業務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 監事は、コラボスペースの財務及び事業運営を監査する。

(入会)

第6条 コラボスペースの会員は第2条に定める目的に賛同し、別に定める入会申込書等、必要な書類を会長に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は、会員がコミュニケーション用アプリ「Slack」を使用するために登録するメールアドレス1件につき年額2,000円とする。

2 既納の会費は、退会、その他の理由によって返還しない。

3 第9条に定める運営会議が特別に認める場合は、会費は無料とする。

(会議)

第8条 会員は、コラボスペースにおける会議及び情報交換については、原則として「Slack」を活用することとする。但し、必要に応じて対面での会議等も実施することができる。

2 会員は、コラボスペースにおいて一定のテーマに基づくチャンネルを自由に作成し、閲覧又は投稿することができる。

(運営会議)

第9条 コラボスペースの運営に関する重要な事項を審議するため運営会議を置く。

2 運営会議は、会長が会員のうちから指名したものをもって構成する。

3 運営会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

(連携団体)

第10条 コラボスペースの目的に賛同しコラボスペースが行う事業を支援することを運営会議において認められた団体をコラボスペースの連携団体とする。

(事務局)

第11条 コラボスペースの事務局は、福知山公立大学北近畿地域連携機構に置く。

(禁止事項)

第12条 会員は、各種チャンネルの利用に関して以下の行為を行うことを禁止する。

(1) 法律、法令に違反する行為、または違反するおそれがある行為

(2) 誹謗中傷、公序良俗に反する行為

(3) その他、運営会議が不適切と判断した行為

2 運営会議は前項に違反するもの、または違反するおそれがあるものと判断したときは、当該投稿内容について予告なく即時に削除することができる。

(除名)

第13条 会員が以下の各号に該当する行為をなした時は、運営会議の決定をもって除名することができる。

(1) コラボスペースの名誉を傷つけ、又、その目的に違反する行為をなした時

(2) その他、除名に値する正当な理由がある時

(免責)

第14条 コラボスペースにおいて扱われる情報の正確性、有用性等については、コラボスペースとしては何らの保証を行うものではなく、会員間のやり取り及びその内容等に関し、会員に何らかの損害・不利益等が生じた場合でも、何らの責任も負わない。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、運営会議においてこれを定める。

附 則

この会則は、令和4年12月24日から施行する。